

令和3年度からの介護保険料について

令和3年度から令和5年度までの「第8期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険計画」に基づき、第1号被保険者における第8期介護保険料基準額（月額）は、各種介護サービス量の推移や給付費の見込み等を勘案し算定した結果、第7期の5,500円（月額）に対し、第8期は6,000円（月額）となります。

保険料基準額から算出される令和3年度から令和5年度までの所得段階別の保険料は、次のとおりです。

●所得段階別介護保険料について

図 表

段 階	対 象		保険料率	保 険 料 額	
				（ 年 額 ）	（ 月 額 ）
第1段階	世帯全員が 町民税非課税	老齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人	基準額×0.30	21,600円	1,800円
		前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人			
第2段階	町民税非課税	前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.50	36,000円	3,000円
第3段階		前年の本人合計所得＋課税年金収入が120万円を超える人	基準額×0.70	50,400円	4,200円
第4段階	世帯の誰かが 町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.90	64,800円	5,400円
第5段階		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超える人	基準額	72,000円	6,000円
第6段階	本人が 町民税課税	前年の本人合計所得が120万円未満の人	基準額×1.20	86,400円	7,200円
第7段階		前年の本人合計所得が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	93,600円	7,800円
第8段階		前年の本人合計所得が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	108,000円	9,000円
第9段階		前年の本人合計所得が320万円以上の人	基準額×1.70	122,400円	10,200円

●介護保険料のお支払いについて

- ・特別徴収（原則として年金が年額18万円以上ある方）

年金から差し引きさせていただきますので、特別な手続きや直接介護保険料をお支払いする必要はありません。

（前年の所得が確定後、7月上旬に対象者へ介護保険料通知書を送付致します）

- ・普通徴収（特別徴収以外の方）

前年の所得が確定後、7月上旬に対象者へ介護保険料通知書及び納付書を送付致します。

第1期（7月）から第9期（翌年3月）までの9回に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室、または指定金融機関等（郵便局・北洋銀行・北海道信金・農協・漁協）で直接介護保険料をお支払いください。

なお、町指定金融機関による便利で簡単な口座振替もできますので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】保健福祉課介護支援係 ☎2-2454